指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム蓬莱荘

重要事項説明書

(徳島県指定事業所番号 第367160017号)

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。 施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを ご案内いたします。

当施設のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3」・「要介護4」・「要介護5」の認定をされた方が対象となります。 要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

目次

	施設経営法																						
	ご利用施設																						
	居室の概要																						
	職員の配置ង																						
5.	提供するサー	ービン	スと	利月	月米	斗金	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
6.	施設を退所し	へたか	ごく	場合	$\stackrel{\sim}{\rightarrow}$		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
7.	身元引受人等	等に、) V	て	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
8.	苦情の受付し	こつし	へて	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	2	1
9.	サービス提供	共中に	こお	ける	5 =	事故	発:	生	時の	が交	广応	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	2	2
1 0	. 当施設ご和	初用の	り際	にこ	_``[習意	V	たった	どく	〈事	項	•	•	•	•	•			•			2	22

- 1. 施設経営法人
 - (1) 法 人 名 社会福祉法人 蓬莱会
 - (2) 法人所在地 徳島県阿波市阿波町北整理1番地1
 - (3) 電話番号 0883-35-6085
 - (4) 代表名氏名 理事長 大塚 忠廣
 - (5) 設立年月日 昭和54年10月22日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

指定介護老人福祉施設

平成12年2月29日指定 徳島県 第3671600017号

(2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 蓬莱荘
- (4) 施設の所在地 徳島県阿波市阿波町北整理1番地1
- (5) 電 話 番 号 0883-35-6085
- (6) 施設長氏名 三宅 成
- (7) 当施設の運営方針
 - 1. 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものである。
 - 2. 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
 - 3. 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設及び保険、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (8) 開設年月日 昭和55年4月1日
- (9) 利 用 定 員 70人

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています

居室・設備の種類	室数	備 考
1人部屋	0 室	
2人部屋	13室	多床室
4人部屋	11室	多床室
合 計	24室	
食 堂	2 室	
機能訓練室	1室	〔主な設置機器〕
		歩行補助平行棒、肩関節輪転運
		動器、昇降練習用階段、滑車、
		ホットマグナー 等
浴室	2室	一般浴•特殊浴槽
医務室	1室	
静 養 室	1室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置 が義務づけられている施設・設備です。

〈居室の変更〉

- (1)ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き 状況により施設でその可否を決定します。
- (2)ご利用者の心身の状況や、感染症等により居室変更の必要があると 医師が判断した場合。
- (3) 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を 及ぼすおそれがあるとして、居室変更が必要であると医師が判断した 場合。

上記に該当する場合は、ご家族との協議の上実施するものといたします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職	種	常勤換算※1	指定基準※2
1. t	施設長(管理者)	1名	1名
2.	介護職員	24名	2 4 名
3. 4	生活相談員	2名	1名
4. 🗦	看護職員	3名	3名
5. 柞	幾能訓練指導員	2名	1名(兼務可)
6.	介護支援専門員	1名	1名(兼務可)
7.	医 師	1名(嘱託医)	1名(非常勤可)
8. 5	栄養 士	1名	1名
9.	調理員		必要数
10.	介 助 員	2名	_

※1 常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数(トサルムルトリウ/セイ)

※2 指定基準:利用定員70名(満床時)に対しての必要配置人数

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医 師 (內科)	火・金曜日 13:00~14:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員
	日中: 9:00~18:00 11名
	夜間:16:30~翌9:30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員
	日中: 9:00~18:00 3名
4. 機能訓練指導員	毎週月~金曜日

※土日は上記と異なります

5. 提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1)介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照) 以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割(~7割)が介 護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食 事

- ・当施設では、管理栄養士等の立てる献立により、栄養並びにご利用者 の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝 食: 8:00~ 8:45

 昼 食:12:00~12:45

 夕 食:18:00~18:45

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を 行います。
- ・当施設では、ご利用者様のご状態にあわせた排泄用品を使用させていただきます。
- ・これ以外の排泄用品のご要望については、ご相談にて対応させていた だきます。

④機能訓練

・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を 実施します。

個別機能訓練計画書を作成し、実施します。

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥看取り介護

・ご利用者が重篤な状態となり、「看取り」介護が必要になった際に は、医師から心身状態をお知らせし、「看取りに関する指針」に基づ いて、ご利用者、ご家族の希望により施設内で終末期を過ごすことが 可能です。

・夜間等、看護職員の不在時でも夜勤職員等との連絡体制を定めて、急 の呼び出しに看護職員が必要に応じて対応します。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助しま す。

〈サービスの利用料金〉

(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の 自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さ

<基本施設サービス費> ※R6.4.1 改正

ご利用者の	単位	1日当たりの負担金				
要介護度		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方		
要介護 1	589 単位/日	589 円	1,178 円	1,767 円		
要介護 2	659 単位/日	659 円	1,318円	1,977 円		
要介護3	732 単位/日	732 円	1,464 円	2,196 円		
要介護 4	802 単位/日	802 円	1,604 円	2,406 円		
要介護 5	871 単位/日	871 円	1,742 円	2,613 円		

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全 額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額 を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場 合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サ ービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契 約者の負担額を変更します また上記基本施設サービス費のほかに、下記加 算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10.0円(地域区分:その他)]

加算名		単位数	利用料金	自己負担額		
			(×10.00円)	1割	2割	3割
日常生活継続支援加算		36 単位/日	360 円	36 円	72 円	108 円
サービス提供体制強化加算	(I)	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円
	(II)	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
	(Ⅲ)	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円
看護体制加算(口)	(I)	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
	(II)	8 単位/日	80 円	8 円	16 円	24 円
	(I)	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	36 円
夜勤職員配置加算(口)	(II)	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
	(Ⅲ)	16 単位/日	160 円	16 円	32 円	48 円
	(IV)	21 単位/日	210 円	21 円	42 円	63 円
生活機能向上連携加算	(I)	100 単位/月	1,000円	100 円	200 円	300 円
	([[)	200 単位/月	2,000円	200 円	400 円	600 円
個別機能訓練加算	(I)	12 単位/日	120 円	12 円	24 円	36 円
	([])	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
	(Ⅲ)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
ADL 維持等加算	(I)	30 単位/月	300 円	30 円	60 円	90 円
	(II)	60 単位/月	600 円	60 円	120 円	180 円
若年性認知症入所者受入加算	Į	120 単位/目	1,200円	120 円	240 円	360 円
常勤医師配置加算		25 単位/日	250 円	25 円	50 円	75 円
精神科医療養指導加算		5 単位/目	50 円	5 円	10 円	15 円
障害者生活支援体制加算	(I)	26 単位/日	260 円	26 円	52 円	78 円
	(II)	41 単位/日	410 円	41 円	82 円	123 円
外泊時費用加算		246 円/日	2,460 円	246 円	492 円	738 円
外泊時在宅サービス利用費用		560 円/目	5,600円	560 円	1,120円	1,680円
初期加算		30 単位/日	300 円	30 円	60 円	90 円
再入所時栄養連携加算		200 単位/回	2,000円	200 円	400 円	600 円
退所時栄養情報連携加算		70 単位/月	700 円	70 円	140 円	210 円
退所前訪問相談援助加算		460 単位/目	4,600円	460 円	920 円	1,380円
退所後訪問相談援助加算		460 単位/日	4,600円	460 円	920 円	1,380円
退所時相談援助加算		400 単位/日	4,000円	400 円	800 円	1,200円
退所前連携加算		500 単位/目	5,000円	500 円	1,000円	1,500円
退所時情報提供加算		250 単位/目	2,500円	250 円	500 円	750 円

栄養マネジメント強化加算		1.4 甾度/用	140 Ⅲ	1.4 🖽	28 円	49 III
	14 単位/日	140 円	14 円		42 円	
1		28 単位/日	280 円	28 円	56 円	84 円
経口維持加算	(I)	400 単位/月	4,000円	400 円	800円	1,200円
	(II)	100 単位/月	1,000円	100円	200 円	300 円
口腔衛生管理加算	(I)	90 単位/月	900 円	90 円	180 円	270 円
	(II)	110 単位/月	1,100円	110 円	220 円	330 円
療養食加算		6 単位/回	60 円	6 円	12 円	18 円
配置医師緊急時対応加算(早朝・	夜間)	650 単位/目	6,500円	650 円	1,300円	1,950円
配置医師緊急時対応加算(沒	深夜)	1,300 単位/目	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
看取り介護加算(I)		72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円
死亡日以前 31 日以上 45 日以下		【乙 毕业/日	120 🗇	12 []	144 🞵	210 🗇
看取り介護加算(I)		144 単位/日	1,440円	144 円	288 円	432 円
死亡日以前4日以上30日以下		144 平匝/月	1,440]	144 1	200]	402 1
看取り介護加算(I)		680 単位/目	6,800円	680 円	1,360円	2,040 円
死亡日前日及び前々日		000 辛匝/ 日	0,000 1	000 1	1, 300 1	2,040 1
看取り介護加算(I)		1,280 単位/	12,800 円	1,280 円	2,560円	3,840 円
死亡日		F	12,000 1	1, 200 1	2, 500 1	0,040 1
在宅復帰支援機能加算		10 単位/日	100 円	10 円	20 円	30 円
在宅・入所相互利用加算		40 単位/日	400 円	40 円	80 円	120 円
認知症専門ケア加算	(I)	3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円
	(II)	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
認知症行動・心理症状緊急対応力	加算	200 単位/目	2,000円	200 円	400 円	600 円
褥瘡マネジメント加算	(I)	3 単位/月	30 円	3 円	6 円	9 円
	(II)	13 単位/月	130 円	13 円	26 円	39 円
排せつ支援加算	(I)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
	(II)	15 単位/月	150 円	15 円	30 円	45 円
	(III)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
自立支援促進加算		300 単位/月	3,000円	300 円	600 円	900 円
科学的介護推進体制加算	(I)	40 単位/月	400 円	40 円	80 円	120 円
	(II)	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
認知症チームケア推進加算	(I)	150 単位/月	1,500円	150 円	300 円	450 円
	(II)	120 単位/月	1,200円	120 円	240 円	360 円
高齢者施設等感染症対策向上加算	(I)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
	(II)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 単位/月
新興感染症等施設療養費		240 単位/日	2,400 円	240 円	480 円	720 円

						1			
※月に1回、連続する5日を限度									
生産性向上推進体制加算	(I)	100 単位/月	1,000円	100 円	200 円	300 円			
	(II)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円			
協力医療機関連携加算	(I)	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円			
	(II)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円			
安全対策体制加算(初日のみ)		20 単位/日							
身体拘束廃止未実施減算		0.90 単位/日該当すると所定単位数に左記単位数を乗じて算定							
栄養マネジメント未実施減算	Ī	5 単位/日減算							
安全管理体制未実施減算	安全管理体制未実施減算		14 単位/日減算						
高齢者虐待防止措置未実施減算		0.01 単位/日減算 該当月について入所者数に左記単位数を乗じた単位数を減算							
業務継続計画未策定減算		0.03 単位/日減算 該当月について入所者数に左記単位数を乗じた単位数を減算							
介護職員処遇改善加算	14.0%								

①日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

②サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算 (Ⅰ・Ⅲ・Ⅲ) 又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ 算定可

③看護体制加算

ア. 看護体制加算 (I) 常勤の看護師の配置

イ. 看護体制加算(Ⅱ) 基準を上回る看護職員の配置

④夜間職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

⑤生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練 を実施した場合

⑥個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑦ADL 維持等加算

利用者の日常生活動作(ADL)をバーセルインデックスという指標を用いて、6ヶ月ごとの状態変化がみられた場合

⑧若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑨常勤医師配置加算

常勤専従の医師を1名以上配置している場合

⑩精神科医療養指導加算

認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2 回以上行われた場合

⑪障害者生活支援体制加算 (I)

入所者のうち障がいをお持ちの方が 50%以上で、障害者生活支援専門員を1名以上配置していた場合

⑫障害者生活支援体制加算(Ⅱ)

入所者のうち障がいをお持ちの方が 50%以上で、障害者生活支援専門員を 2 名以上配置していた場合

③外泊時費用 ※1月につき6日を限度に算定

病院及び診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合

個外泊時在宅サービス利用費用

病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。また居宅に外泊した場合において、施設が 提供する在宅サービスを利用した場合

15初期加算

入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り加算

⑥再入所時栄養連携加算

医療機関から介護保険施設への再入所者であって特別食等(疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)を提供した場合

⑪退所時栄養情報連携加算

厚生労働大臣が定める特別食(疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき 提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血 食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚 流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く))を必要とする入所者又は 低栄養状態にあると医師が判断した入所者の情報を管理栄養士が、退所先の医療機関等に対 して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合

18退所前訪問相談援助加算

入所者が退所し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合

⑩退所時後訪問相談援助加算

入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して 相談援助を行った場合

@退所時相談援助加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅にて居宅系サービスを利用する場合において、相談援助等を行った場合

②退所前連携加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、退所に先立って情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合

②退所時情報提供加算

医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入 所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、 入所者等1人につき1回に限り算定する

②栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合

20経口移行加算

経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合

②経口維持加算

誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成及び特別な管理を行う場合

26口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合

②療養食加算

利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

28特別通院送迎加算

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合

②配置医師緊急時対応加算(配置医師の勤務時間外の場合)

配置医師が施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く。)に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合

29配置医師緊急時対応加算(早朝又は夜間)

配置医師が早朝(午前6時から午前8時まで)又は夜間(午後6時から午後10時まで)の時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合

30配置医師緊急時対応加算(深夜)

配置医師が深夜時間帯(午後 10 時から午前 6 時まで)に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合

③1看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

②在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合

③
 在宅·入所相互利用加算

入所期間終了に当たって、在宅での生活継続の支援に取り組んだ場合

34認知症専門ケア加算

認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合

③認知症行動·心理症状緊急対応加算

医師が、認知症等のため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると 判断した者を受け入れた場合

36褥瘡マネジメント加算

褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、 計画的に管理を行った場合

③排せつ支援加算

排泄障害のため、排泄介助を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合

38自立支援促進加算

医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進した場合

39科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合

⑩認知症チームケア推進加算

専門的な研修(認知症介護研究・研修センターが実施する「認知症介護指導者養成研修」と「認知症チームケア推進研修」)修了者を1人以上配置した場合や、専門的な研修(「認知症介護実践リーダー研修」と「認知症チームケア推進研修」)修了者を1人以上配置した場合

「研修修了者」は、加算対象者(日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、ⅣまたはMに該当する入 所者)の人数に応じて複数配置する

4) 高齢者施設等感染症対策向上加算

協力医療機関等との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に連携し適切に対応している場合

また感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している

④新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合

43生產性向上推進体制加算

44協力医療機関連携加算

協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催する

また協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催する

- 49安全対策体制加算
- 46身体拘束廃止未実施減算
- ④栄養マネジメント未実施減算
- 48安全管理体制未実施減算
- 49高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

⑩業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定していること、策定していない場合は所定費用を減算

51 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算 介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

52 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護サービスに従事する介護職員等の基本給等の引き上げによる賃金改善、処遇改善が目的施設サービス費に各種加算を加えた総単位に 16/1000 を乗じた 単位数で加算

〈居住費(滯在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

令和3年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合 には、認定証に記載している負担限度額とします。

令和6年8月1日~

(日 額)

1110 中 0 7	1 T H			(日 飯)
		区分		
対象者		利用者	居住費	食費
		負担	(多床室)	
生活保護	受給の方			
世帯全員	市町村民税非課税の	第1段階	0 円	300 円
が	老年福祉年金受給の方			
	市町村民税非課税かつ			
	本人年金収入等80万円以			
	下かつ、預貯金等の合計	第2段階	430 円	390 円
	が 650 万円以下の方			
	(夫婦の場合 1,650 万円)			
	市町村民税非課税かつ			
	本人年金収入等80万円超			
	120 万円以下かつ、預貯	答 9 印形①	490 III	CEO III
	金等の合計が 550 万円以	第3段階①	430 円	650 円
	下の方			
	(夫婦の場合 1,550 万円)			
	市町村民税非課税かつ			
	本人年金収入等 120 万円			
	超かつ、預貯金等の合計	第 3 段階②	430 円	1,360円
	が 500 万円以下の方			
	(夫婦の場合 1,500 万円)			
世帯に課	脱の方がいるか、	答 4 FL 7出	050 []	1 445 [1]
本人が市町村民税課税		第4段階	950 円	1,445円

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条関係) 以下のサービスは、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。 (サービスの概要とご利用料金)

①特別な食事

当施設では、食を楽しむことを目的とした行事食(お誕生会や 会食など)を実施しております。

その際、ご利用者のご希望に基づいて行事食の提供をいたします。 (月に3回程度)

利用料金: 実費相当額(350円程度)

★上記、食事の提供に要する費用とは別に必要となります。

②貴重品の管理

★原則的には行いませんが、ご利用者の諸事情によりご相談に 応じます。

貴重品管理サービスの詳細は、以下の通りです。

- ○管理する金銭の形態 施設の指定する金融機関に預けている預金
- ○お預かりするもの 上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証 書
- 〇保管管理者 施設長
- ○出納方法
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届 出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及 び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写 しをご利用者へ交付します。
- ③レクリエーション、クラブ活動 ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加し ていただくことができます
- ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤ 理 容

理美容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

- ○ご利用料金 実 費
- ⑥インフルエンザ及びその他予防接種等に係る費用 ご利用者及びご家族の意向を確認し、インフルエンザ及びその他 予防接種を行います。

○ご利用料金 実 費

⑦ご利用者の移送に係る費用及び距離

ご利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。 ただし、協力病院以外の通院や入院時には、付き添いをお願い する場合があります。

⑧複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

○1枚につき 20円

⑨個別電気代

ご利用者が個別に持ち込まれ使用される電気製品については諸費用をご負担いただきます。

○1月1品 50円

⑩設備(静養室)・リネン等の使用に係る費用

ご家族がご利用者の状態により付き添われる際、ご希望により 設備の提供やリネン等の貸し出しをいたします。

○1日につき 300円

⑪契約書第22条に定める所定の料金

ご利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の 契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る 料金をご負担いただきます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更 することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変 更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3)ご利用料金のお支払い方法

(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ケ月ごとに計算し、ご請求 しますので、翌月の指定日までに下記の方法でお支払い下さい(1 ケ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に 基づいて計算した金額とします)

原則として、預貯金口座より自動引き落としとなっています。

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記協力医療機関において診療・入院治療を受けることができます。(但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	おおつか内科	
所在地•連絡先	阿波市阿波町善地7-13	0883-35-6070
診 療 科	内科・小児科・呼吸器科	

医療機関の名称	賛広診療所	
所在地・連絡先	阿波市阿波町南西谷7	0883-35-2107
診 療 科	内科・精神科・外科	

医療機関の名称	阿波病院
所在地・連絡先	阿波市市場町岸ノ下175 0883-36-5151
診 療 科	総合診療科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	大塚歯科
所在地・連絡先	阿波市阿波町南整理76-4 0883-35-6141

6. 施設を退所いただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、 以下のような事由があった場合には、当施設との契約は終了し、ご利 用者に退所していただくことになります。(契約書第17条参照)

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判 定された場合
- ②当施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの 提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合
- ⑥当施設から退所の申し出を行った場合
- (1) ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除) (契約書第17条、参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、当施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない 場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者 の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他 本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合も しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応 をとらない場合
- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが3ケ月以上遅延し、 相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3ケ月以上病院又は診療所に入院すると見 込まれる場合、もしくは入院した場合 (契約書第19条参照)
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

当施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、8日間以内の短期入院の場合

8日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。但し、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

ご利用者が短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金をご確認ください。

②8日間以上3ヶ月以内の入院の場合

8日以上入院された場合には、契約を解除します。

但し、契約を解除した場合で、3 ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護(ショートステイ)を優先的に利用できるよう努めます。

- ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。 この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできま
- (3) 円滑な退所のための援助

せん。

(契約書第20条参照)

ご利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- ○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ○居宅介護支援事業者の紹介
- ○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人等について

- (1) 当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3)身元引受人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物) をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかか る費用のご負担をいただくことがあります。

民法 458 条の 2 に定める連帯保証人

(4)前号の口における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 個人情報の取り扱いと守秘義務

事業者及びサービス従事者は、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

サービスの提供にあたって知り得た、ご利用者又は契約者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。但し、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供します。

その他、サービス利用者に対して提供する介護サービスがより妥当適当な物となるよう、指定介護老人福祉施設サービスの利用期間中に限り、ご利用者の個人情報をサービス担当者会議等において用いることがあります。

個人情報の利用目的としては、以下のものがあります。

【ご利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- 1. 施設内部での利用目的
- ①施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ・ご利用者に関わる介護計画 (ケアプラン) を立案し、円滑にサービスが 提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
 - ・ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意 見を求める必要のある場合
 - ・その他サービス提供で必要な場合
 - ・上記各項に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - 会計、経理
 - 介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・利用サービスの向上
- 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
- ①施設がご利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
 - ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体 (保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
 - ・ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護 支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、紹介への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・ご利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ご家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務への委託 (一部委託含む)
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- 1. 施設内部での利用に係る利用目的
- ①施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等への実習への協力

- ・施設において行われる事例研究等
- 2. 他の事業等への情報提供に係る利用目的
- ①施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供
- 8. 苦情の受付について
 - (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- ○苦情解決責任者 施設長 三宅 成
- ○苦情受付窓口(担当者)

〔職名〕生活相談員 丸岡 優一生活相談員 富﨑 結真介護支援専門員 土井 涼子統括主任 野崎 麻紀

- ○受付時間 毎週月曜日~土曜日 9:00~18:00
- ○連 絡 先 電話番号: 0883-35-6085

F A X: 0883-35-6304

E-mail: horai@shikoku.ne.jp

〇ご意見箱:苦情受付のため「ご意見箱」を玄関正面に設置して おります。

(2) その他苦情受付機関

徳島県国民健康保険団体連合会	所在地:徳島県徳島市川内町平石若松78-1
介護保険課	苦情専用: 088-665-7205
介護サービス苦情処理委員会	F A X: 088-666-0228
阿波市	所在地:徳島県阿波市
介護保険課	市場町切幡字古田201番地1
	電話番号:0883-36-6814
	F A X: 0883-26-6054
美馬市	所在地:徳島県美馬市
長寿・障がい福祉課	穴吹町穴吹字九反地 5 番地
	電話番号:0883-52-5605
	F A X: 0883-25-1197
吉野川市	所在地:徳島県吉野川市
介護保険課	鴨島町鴨島115番地
	電話番号:0883-22-2264

	F A X: 0883-22-2260
徳島県社会福祉協議会	所在地:徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地
運営適正化委員会	(県立総合福祉センター3F)
	電話番号:088-611-9988
	F A X: 088-611-9995

※その他行政機関については、個別に対応させていただきます。

9. サービス提供中における事故発生時の対応

(契約書第13条・14条・15条参照)

事業者は、ご利用者に対するサービスの実施にともなって事故が発生した場合は、速やかにご契 約者及び関係者(当該保険者等)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害に備えて、損害賠償保 険に加入しています。

ただし、契約者又は利用者に利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況 を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

10. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同の生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

外出・外泊 〇外出・外泊をされる場合は、必ず事前にお申し出ください。直前になると食事の中止やお薬のご用意が間に合わない場合があります。 〇外泊については、1カ月につき連続して7泊以内とさせていただきます。なお、外泊・入院等で居室を空けておく	来訪・面会	○来訪者は、面会時間を厳守してください。 (※感染症の流行等により時間変更あり) なお、来荘される場合、食べ物の持ち込みについては、必 ず職員にご相談ください。 施設持ち込み禁止食べ物:餅、カステラ、飴
	外出・外泊	い。直前になると食事の中止やお薬のご用意が間に合わない場合があります。

	合にお支払いいただく1日あたりの利用料金」をご確認く
	ださい。
施設・設備	○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用
の使用上の	してください。
注意	○故意に、又はわずかな注意を払えばさけられたにもかか
	わらず、施設、設備を壊したり、汚した場合には、ご利用
	者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の
	代価をお支払いいただく場合があります。
	○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理
	上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内
	に立ち入り、必要な措置をとることができるものとしま
	す。
	但し、その場合、ご利用者のプライバシー等の保護につい
	て十分な配慮を行います。
	○当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすよう
	な宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできませ
	λ_{\circ}
喫煙・飲酒	○施設内の指定喫煙場所以外での喫煙はできません。
	又、マッチ・ライター等の火器類につきましては、居室内
	への持ち込みをお断りいたします。
	○飲酒につきましては、職員にご相談ください。
動物飼育	○施設内のペットの持ち込み及び飼育はお断りいたしま
	す。
所持品及び	○所持品については、紛失予防のため全てのものに氏名を
現金等の管	記載してください。
理	○居室内での現金・貴重品の管理については、個人の責任
	において行ってください。紛失の場合、当施設では責任を
	負いかねます。
	○居室外での貴重品の管理については職員にご相談くださ
	い。
	~

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の)開始に際し、	本書面に基づき
重要事項の説明をいたしました。		

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム蓬莱荘

説明者氏名	生活相談員	署名:	<u></u>	
	こ基づいて事業 是供開始に同意		見を受け、	指定介護福
契約者住所				
<u>氏 名</u>				即
代理人住所				
氏 名				印

- ※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき 入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。
- ※平成17年10月からの介護保険施設における利用者負担の見直し(介護報酬の改定) により内容を一部変更しております。
- ※平成18年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。
- ※平成21年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。
- ※平成24年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。
- ※平成24年10月からの施設長新任に伴い、内容を一部変更しております。
- ※平成26年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。
- ※平成26年6月からの事業者の変更に伴い、内容を一部変更しております。
- ※平成27年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。
- ※平成27年8月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。
- ※平成29年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。
- ※平成30年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。
- ※令和 3年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。
- ※令和 3年8月からの食費の提供に要する平均的な費用の額の変更、補足給付の要件 見直し、食費の負担限度額の見直しに伴い、内容を一部変更しております。
- ※令和 5年7月からの施設長新任・担当者変更に伴い、内容を一部変更しております。
- ※令和 6年1月からの担当者変更に伴い、内容を一部変更しております。
- ※令和 6年3月徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情専用ダイヤル設置に伴い、 内容を一部変更しております。
- ※令和 6年4月からの介護報酬改定に伴い、内容を一部変更しております。
- ※令和 6年6月からの処遇改善加算一本化に伴い、内容を一部変更しております。
- ※令和 6年8月からの居住費の基準費用額引き上げに伴い、内容を一部変更しております。